

「島根かみあり国スポ・全スポ」イメージソング「ミソロジー～神話のはじまり～」
使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会（以下「県委員会」という。）が制作したイメージソング「ミソロジー～神話のはじまり～」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって県民の両大会への参加、両大会開催に向けた機運の醸成等に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は次の各号に掲げる音源等（以下「音源等」という。）を対象とする。

- (1) 「ミソロジー～神話のはじまり～」の音源
- (2) 前号の音源を使用したミュージックビデオ等の動画

(著作権等)

第3条 音源等に関する著作権等の一切の権利は、県委員会に属する。

2 音源等については、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(使用料)

第4条 本取扱要領にもとづく使用許可について、音源等の使用料は、無料とする。

(公共目的による使用の許可)

第5条 音源等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、音源等の使用を許可する。

- (1) 島根かみあり国スポ・全スポ開催のために市町村が設置する準備（実行）委員会が使用するとき
- (2) 国、地方公共団体が使用するとき
- (3) 公益財団法人島根県スポーツ協会、公益財団法人島根県障害者スポーツ協会、島根県内の市町村体育（スポーツ）協会、島根県レクリエーション協会、若しくはこれらに加盟する競技団体が使用するとき
- (4) 島根かみあり国スポ・全スポにおいてデモンストレーションスポーツ、公開競技又はオープン競技を実施する団体が使用するとき
- (5) 県委員会の構成団体が使用するとき
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に掲げる児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条による認

定こども園が使用するとき

- (7) 島根かみあり国スポ・全スポのPRを目的にテレビ、ラジオ、その他の放送コンテンツで使用するとき
- (8) 島根かみあり国スポ・全スポのPRを目的に店舗及びイベント等で背景音楽等として使用するとき
- (9) 島根かみあり国スポ・全スポのPRを目的に教育活動、講演、プレゼンテーション等で使用するとき
- (10) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき
- (11) その他会長が認めるとき

2 音源等は、改変することができない。

(その他の使用の許可)

第6条 音源等は営利（商用）目的で使用することができない。ただし、島根かみあり国スポ・全スポPRのために実施するイベント等において歌手等が歌唱する場合であって、県委員会に届け出た場合はこの限りでない。

2 イメージソング歌唱者である島根スサノオマジックオフィシャルチアパフォーマンスグループ「アクア☆マジック」が使用する場合は別に定める。

(使用者の留意事項)

第7条 音源等を使用する者は、次に掲げる事項に協力するよう努めなければならない。

- (1) 使用者は、音源等を公の場で使用する際、曲名、作詞者名、作曲者名及び「島根かみあり国スポ・全スポ」のイメージソングであることを明示すること。ただし、店舗等における背景音楽としての使用など、記載が困難な場合においては、この限りでない。
- (2) 使用者は、「島根かみあり国スポ・全スポ」開催に向けた広報や機運醸成に協力すること。

(使用の制限・差し止め)

第8条 県委員会は、音源等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を制限または使用の差し止めを請求することができる。

- (1) 「島根かみあり国スポ・全スポ」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 音源等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) 県委員会の信用または品位を損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 作詞者・作曲者の名誉や信用を毀損するおそれがあると判断される場合
- (5) 法令および公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (6) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合

- (7) 特定の政治、思想または宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するおそれがある場合
 - (9) その他、県委員会が音源等の使用が適当でないと認める場合
- 2 使用者は、音源等の使用を差し止められた場合、直ちに使用を中止しなければならない。
 - 3 県委員会は、第1項の使用の制限・差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（損失補償等の責任）

- 第9条 県委員会は、音源等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、音源等の使用に際し、故意または過失により県委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県委員会に賠償しなければならない。

（その他）

- 第10条 この要領に定めるもののほか、音源等の使用に関し必要な事項は、県委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。